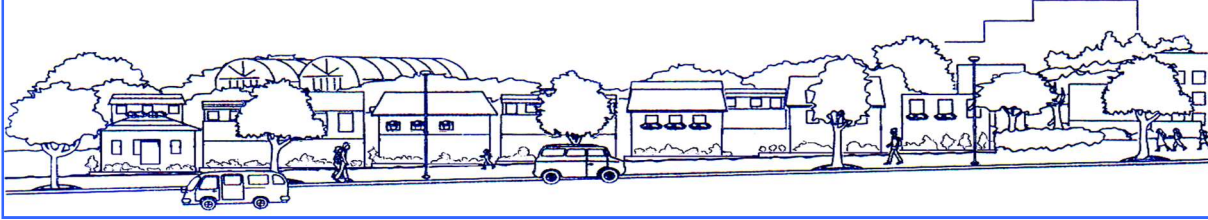


北小岩一丁目東部地区



No.193

2020/6/18

江戸川区土木部
区画整理課

換地処分通知を送付いたします

日頃より区政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

北小岩一丁目東部地区の土地区画整理事業では、関係する皆さまのご協力のもと、換地計画の個別説明及び縦覧が終了し、現在、換地処分公告に向けた手続きを進めております。

この度、個別説明会や縦覧で説明した内容を「**換地処分通知**」として、配達証明郵便で6月末に皆さまに送付させていただきます。

皆さまの土地の権利に関わる通知になりますので、必ずお受け取りいただき、現在お持ちの登記済証(権利証)とあわせて大切に保管してくださいようお願いいたします。

皆さまに送付させていただくもの(換地処分通知)

① 通知文

② 各筆各権利別清算金明細書

皆さまの区画整理前後の土地の権利および清算金の金額について記載をしております。

③ 案内図

皆さまの新しい土地の位置を記した図面になります。

④ 換地明細図

皆さまの新しい土地の形状、辺長および新しい地番を記した図面になります。



区画整理事業完了までのスケジュール



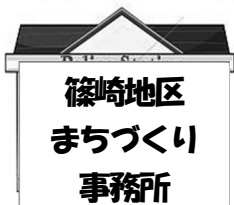
※**新型コロナウイルス感染症の影響等により、スケジュールに変更が生じることがございます。**

■ 権利の変更があった方は届出をお願いいたします ■

土地の所有権移転（土地の売買や権利者の死亡による相続等）や氏名・住所の変更等があった場合は、まちづくり事務所までご連絡ください。

権利者の皆さまを対象に換地処分を行うために、ご協力をお願いいたします。

<お問い合わせ先> ※電話での問い合わせは平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。



換地処分・清算金の決定に関すること 計画換地係 TEL 5664-2619
 清算金の徴収交付手続きに関すること 移転造成係 TEL 5664-2616
 〒133-0053 江戸川区北篠崎 2-26-7 FAX 朝 5243-3111



【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/saigainitsuyoi/machidukurijoho/kitakoiwa/index.html>